令和6年分

公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。

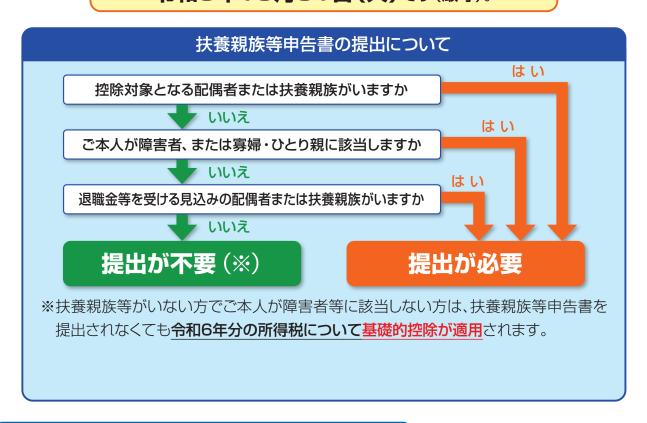
※8月3日現在の情報で作成しています。

「扶養親族等申告書」が同封されている方

●「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和6年中に支払われる年金の見込額が**次の金額以上の方**にお送りしています。

	年金を受けている方	年金の見込額
	65歳未満の方 (昭和35年1月2日以後に生まれた方)	108万円
	65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前に生まれた方) で	
2	◆老齢基礎年金の受給対象の方	80万円
	◆上記以外(退職年金、減額退職年金など)の方	158万円

■「扶養親族等申告書」の提出期限は、 令和5年10月31日(火)です(厳守)。



「扶養親族等申告書」が同封されていない方

- ●「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和6年中に支払われる年金の見込額が上記の①または②に掲げる金額未満の方。
- <u>遺族</u>や<u>障害</u>の年金を受けている方(非課税のため)

扶養親族等申告書の発送直後は、電話が大変混み合います

お問合せの前に こちらも ご覧ください 同封の冊子

「令和6年分

扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き|

▶ 年金を受給されている方向け ▶ 年金にかかる税金

KKR ホームページ

ホーム ▶ 年金 ▶ よくある質問Q&A



「扶養親族等申告書」に関するよくある質問



私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養 親族等申告書」を連合会年金部へ提出する必要はありますか。また、提 出しなかった場合はどうなるのですか。



「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適 用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合 は、提出していただくことになります。



私は令和5年分の「扶養親族等申告書」を提出していないことが分かり ました。今年送られてきた令和6年分の「扶養親族等申告書」に同封し て提出してもよいですか。



令和 5 年分の「扶養親族等申告書」を今回提出いただいても、当会年金部で手続きをすること ができません。来年1月中旬以降に当会年金部から令和5年分の「公的年金等の源泉徴収票 | をお送りしますので、確定申告(還付申告)でご精算ください。



私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、母を扶養者(老人)として申告 しています。今年母が他界し、他に扶養者はありません。申告書はどの ように提出すればよいのですか。



「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用 されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、 提出していただくことになります。

◎扶養親族がいる方は申告書を提出した場合と、提出しない場合とで源泉徴収税額が変わります。

■ 扶養親族がいる方(人的控除有)

下記計算は例です

受給者本人(無職)64歳、妻(無職)61歳の場合 支給年金額232,626円(2ヵ月分)

(提出した場合) 源泉徴収税額 = **0円 (2ヵ月分)** 源泉徴収税額 = 2,270円 (2ヵ月分) (提出しない場合)

■ 扶養親族がいない方

受給者本人(無職)64歳の場合 支給年金額232,626円(2ヵ月分)

源泉徴収税額 = 2,270円 (2ヵ月分) ※提出した場合、しない場合も同額です。

通知書等の

(再)発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の(再)発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)** の専用電話による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

なお、令和5年7月1日から同年10月10日の間は、<a>3「扶養親族等申告書」の 再発行につきましては、受付を停止しておりますので、ご了承ください。

自動音声受付サービス専用電話 03-5212-2243



~ ご利用方法 ~

- 03-5212-2243 (専用電話)へおかけください。
- ② 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- ③ (再)発行を申請する方の基礎年金番号(数字10桁)と生年月日(西暦・数字8桁)を登録 (入力)してください。
- ④「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。
- (再)発行する通知書等につきましては、当会年金部に登録されている住所にお送りします。
- (再)発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる 電話機や回線によりご利用できない場合があります。